



飛騨高山クリーン作戦

みなさんからこんな意見が寄せられました

市は、条例を制定するにあたり、市役所内部の組織で検討を重ねてきたほか、環境審議会に諮ったり、町並・景観保存会や快適環境づくり市民会議などの関係団体との話し合いを行ってきました。

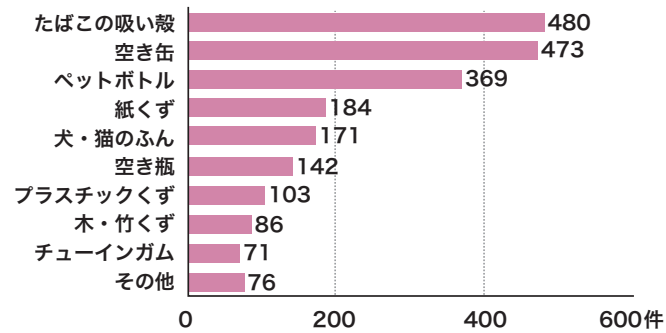
また、昨年12月13日から25日まで、市民のみなさんの意見をお聴きするため、町内会長、市政モニター、町並・景観保存会の方々、市ホームページ、市役所・各支所で、アンケートを実施しました。

寄せられた回答は575件で、条例の制定に賛成する意見が多数を占めるなど、みなさんの関心の高さを伺うことができました。

アンケート結果および寄せられた意見などは下記のとおりです。

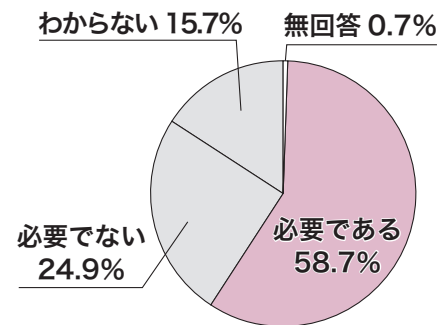
アンケートの主な結果

■市内の道路や公園などで、よく見かけるポイ捨てされたごみは何ですか？（複数回答）



たばこのポイ捨てがもっとも多く、喫煙者のマナー向上を図る必要があります。

■ポイ捨てをした人に罰金（過料）を科すなど、条例に罰則を設けることが必要だと思いますか？

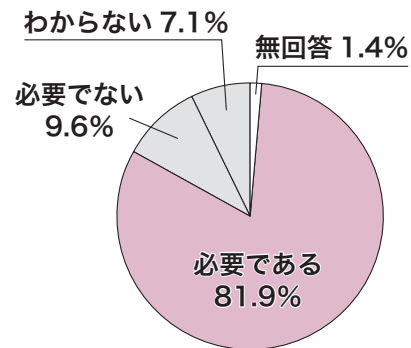


市全域を対象として罰則を設けることで、より効果のあるものにして考えています。

■区域を限定して路上喫煙を禁止することに対する市民の意見

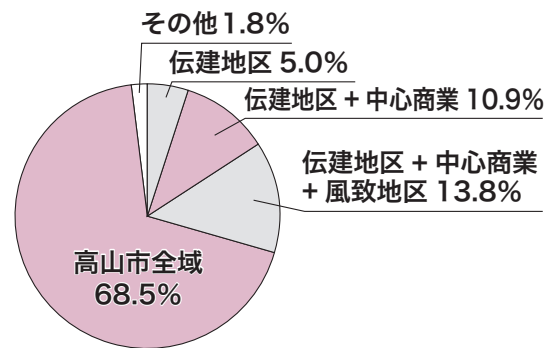
「公共の場や歩きながらの喫煙はマナー違反」、「受動喫煙の防止とともに、通行者の危険回避として必要」といった路上喫煙禁止を求める意見や、「孫の顔にたばこの火が当たるところだった」、「すれ違いなどで怖い思いをした」など、たばこの被害を訴える意見もありました。

■市民、事業者、行政が協力してポイ捨てをなくし、環境の美化に取り組む条例が必要だと思いますか？



ポイ捨てをなくすために、条例というルールづくりが求められています。

■罰則を設けた場合、適用する区域について、どう思いますか？（罰則が必要と答えた方のみ）



みなさんからこんな意見が寄せられました



桜と清流宮川

「ごみが落ちていないきれいなまちですね」と、観光客からお褒めの言葉をいただいている私たちのまち『飛騨高山』。清潔で美しい環境で生活できることは、私たちの誇りであり、みんなの願いです。

4月1日から「ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」がスタートします。誰もが快適に過ごせる美しいまちづくりには、市民や観光客のみなさんの協力が欠かせません。まずは、一人ひとりがマナーを守ることに努めましょう。

マナーを守って もっときれいで快適なまちへ

『高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例』がスタート

○市民（観光客）の役割

- ・吸い殻、空き缶などの持ち帰り
- ・飼い犬などのふんの回収
- ・路上喫煙禁止区域での禁煙

○事業者の役割

- ・ポイ捨てを防止するための啓発、清掃活動

わたしたちにできること

○土地所有者の役割

- ・ポイ捨てを防止するための清掃活動

○行政の役割

- ・ポイ捨てや路上喫煙の防止に関する施策の実施
- ・市民、事業者、土地所有者への啓発

市は、誰もが快適に過ごすことができる「国際観光都市」にふさわしいまちづくりを進めるため、3月議会で新たに「高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」を制定しました。

この条例では、市全域におけるたばこの吸い殻・空き缶などのポイ捨てや、飼い犬などのふんの放置、および指定された区域での路上喫煙の禁止が定められています。また、市民・事業者・土地所有者・行政それぞれの責務（役割）を明らかにして、市民ぐるみで環境の美化を図ることとしています。

これまでも、地域のみなさんの清掃活動などのおかげで、訪れる多くの方々から「まちがきれい」との評価をいただいています。しかし、その一方、一部の心ない人々によって、道端にたばこの吸い殻や空き缶などが捨てられている光景を見かけることも多くなりました。また、文化財などを火災から守るためにも、路上喫煙の禁止が必要であるとの意見も寄せられています。

これらの声を踏まえ、アンケートを実施するなど多くの方々からご意見を伺って、高山市にふさわしい条例を制定しました。